

# 東近江市協働のまちづくり条例 解説書

東 近 江 市

「共に考え、共に創る」 未来につなげる まちづくり

この条例は、平成25年10月31日に「東近江市市民協働推進委員会」から答申された条例骨子をもとに条例案を作成し、平成26年3月市議会において議決されたもので、市民のみなさんとの協働によってできあがりしました。

# 目 次

## I 協働のまちづくり条例の解説

条例の構成 .....	1
前 文 .....	2
第1章 総 則	
第1条 目的 .....	4
第2条 定義 .....	5
第3条 まちづくりの基本理念 .....	7
第4条 協働の原則 .....	8
第5条 市民の権利 .....	9
第6条 市民の役割 .....	9
第7条 市の責務 .....	10
第2章 参画と協働のまちづくりの推進	
第8条 参画の推進 .....	11
第9条 審議会等 .....	13
第10条 人材育成等 .....	14
第11条 情報の共有 .....	15
第12条 資金 .....	16
第13条 提案制度 .....	17
第14条 活動場所 .....	18
第15条 中間支援活動 .....	19
第3章 地域自治の推進	
第16条 地域自治の推進 .....	20
第17条 自治会 .....	21
第18条 まちづくり協議会 .....	22
第4章 推進体制等	
第19条 市民協働推進計画の策定 .....	25
第20条 市民協働推進委員会 .....	25
第21条 委任 .....	26
附 則 .....	26

## II 資 料

1 東近江市協働のまちづくり条例 .....	27
------------------------	----

# I 協働のまちづくり条例の解説

## 条例の構成

### 前文

東近江市の歴史や背景を踏まえ、協働の必要性や条例の趣旨を明記する。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

本条例の目的を定める。

#### 第2条 定義

本条例中の各用語の定義を定める。

#### 第3条 まちづくりの基本理念

協働のまちづくりを推進するために基本理念を定める。

#### 第4条 協働の原則

市民と行政が協働するための基本的なルールについて定める。

#### 第5条 市民の権利

市民の参画できる権利を定める。

#### 第6条 市民の役割

市民のまちづくりを担う役割を定める。

#### 第7条 市の責務

行政のまちづくりに果たす責務を定める。

### 第2章 参画と協働のまちづくりの推進

#### 第8条 参画の推進

市政に市民が参画できる制度について定める。

#### 第9条 審議会等

審議会等における参画について定める。

#### 第10条 人材育成等

まちづくりの担い手の育成について定める。

#### 第11条 情報の共有

互いに情報を提供し、共有することについて定める。

#### 第12条 資金

資金の円滑な調達及び配分について定める。

#### 第13条 提案制度

協働事業を提案できる制度について定める。

#### 第14条 活動場所

市民活動の拠点となる施設について定める。

#### 第15条 中間支援活動

協働を促進するため中間支援活動の体制強化について定める。

### 第3章 地域自治の推進

#### 第16条 地域自治の推進

地域自治の定義、その重要性などについて定める。

#### 第17条 自治会

自治会の定義、役割などについて定める。

#### 第18条 まちづくり協議会

まちづくり協議会の定義、認定、役割などについて定める。

### 第4章 推進体制等

#### 第19条 市民協働推進計画の策定

協働のまちづくりを計画的に推進するために、市民協働推進計画の策定について定める。

#### 第20条 市民協働推進委員会

この条例の実効性を高めるため、市民協働推進委員会の設置について定める。

#### 第21条 委任

条例の施行に関し必要な事項の委任について定める。

## 前 文

わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までの広大な地に、豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々が行き交う町並みを背景にして、数々の歴史と伝統を築くとともに、近年は先端産業が立地するなど、多彩な地域文化が培われてきました。

特に、農村集落では、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、中世惣村の自治精神が育まれてきました。また、全国に近江商人を数多く輩出したこの地域では、人や地域のつながりを大切にしながら、広く公共利益のために貢献する文化も根付いてきました。

近年、社会情勢が大きく変化する中で、地域課題が一層多様化、複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。また、地方分権の進展に伴い、地方自治体では、自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。このような中、わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を受け継いで、これからのまちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながらまちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

すべての市民が東近江市に誇りを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことができる協働のまちづくりを推進するため、ここにこの条例を定めます。

### 【解 説】

- 前文は、条例制定の由来や背景、まちづくりの方向性、基本理念、まちづくりに向けた決意などを述べています。
- 鈴鹿の雄大な山並みから、それを源流とする河川、湖東平野に広がる田園、里山風景、琵琶湖辺の水辺空間など、広大な市域を有する東近江市は、豊かな自然と美しい風景に恵まれた地域です。また、縄文時代の集落跡や古墳群、大陸文化の影響を残す遺跡などが数多くあるとともに、万葉の時代から蒲生野に伝わる歴史ロマンや、全国に広がる木地師発祥の地として有名です。中世以降は市場町や門前町として、また交通の要衝として栄えるとともに、戦国ドラマの舞台となり、近世からは近江商人の活躍が見られるなど、それぞれの地域において多彩な文化が培われてきました。
- 特に中世には、自治組織である惣村において、助け合いながら道路・水利・住居・防壁等の普請や農作業を共同で行い、現在の集落を築いてきました。こういった、自らの地域は自ら守り築くという惣村の自治精神が東近江市では育まれてきました。また、近世には、近江商人が「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」の理念の下、人や地域のつながりを大切にしながら活躍しました。こういった、広く公共の利益のために貢献する文化が東近江市には根

付いています。

- しかし、近年では物質文明の進展により、人々の生活は豊かになった反面、人と人のつながりを大切にする心や地域への帰属感が希薄になりつつあります。また、少子高齢化、財政悪化など社会情勢が大きく変化し、地域課題が多様化、複雑化する中で、公共的な課題を行政だけで解決することが難しくなっています。そして、地方分権の進展に伴い、地方自治体では自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。そのため、今一度、東近江市に息づいた自治と公共の精神を再確認し、人と人のつながりを大切にしながらまちづくりを進める必要があります。このようなまちづくりは、東近江市だけでなく他地域にとってもモデルとなるものであり、広く社会に貢献できるものです。また、子や孫の世代にも引き継いでいくことによって、誇りを持っていつまでも住み続けられる東近江市を実現することにつながります。
- 市民一人ひとりがまちづくりの担い手であるということを知覚して、一人ひとりが持つ力を発揮しながらまちづくりに参画することが必要であるとしています。そして、「みんなで東近江市をつくっていく」という意識のもとで、「お互いさま」の心でお互いを尊重し、連携・協力しながらまちづくりを進めていくことが重要であるとしています。そして、すべての市民が東近江市で暮らすことに誇りと喜びを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことのできるまちを実現するため、協働のまちづくりを推進することを前文に示しています。
- 東近江市協働のまちづくり条例の前文は、条例制定の趣旨等を説明していますが、市民に分かりやすく、広く理解をしていただくために、前文は親しみやすい「です・ます」体で表しています。なお、条文の文体については、条文形式を重視して通常の表記である「ある」体で表しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、まちづくりにおける市民と市の役割を明らかにするとともに、共に考え、協力し合って、豊かな暮らしの実現及び活力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

### 【解説】

- 第1章は、条例の目的、定義、まちづくりの基本理念、協働の原則、市民の権利と役割、市の責務といった条例全体に共通する事項を定めています。
- 第1条は、本条例に規定する内容を明らかにし、達成すべき目的について、定めています。

## (定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学している個人並びに市内で活動している市民活動団体及び事業者をいう。
- (2) 市民活動団体 市民が自主的及び自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を市内において行う団体であつて、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。
- (3) 事業者 市内で営利を目的とする事業を行う個人、法人等をいう。
- (4) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (5) 参画 市民が市に対して計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいう。
- (6) 協働 市民と市又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、互いの特性を生かして役割分担と責任を明確にしたうえで、連携及び協力して活動することをいう。
- (7) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいう。

### 【解 説】

- 第2条は、この条例を解釈する上での共通認識を持つために、重要となる用語の意味を定めています。
- 「市民」とは、東近江市市内に住所を有する人のほか、市内の企業等に勤務する人や市内の学校に通学する人、並びに事務所の場所に関係なく市内において活動をしている市民活動団体や事業者を言います。
- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第10条で規定する住民とは、市内に住所を有する人(外国人や法人を含む)です。しかし、東近江市では地域が抱える多様な課題の解決やまちづくりを進めていくために、住民だけでなく市内で生活し、活動する幅広い人たちが協力し合っ取り組むことが重要であると考え、この条例では地方自治法で規定する住民よりも広い意味での定義づけをしています。「市民」の範囲は各条例等によって異なり、具体的な権利や責務の対象となる「市民」の範囲を限定する必要がある場合は、それらの内容に照らして各条例等で定められます。
- 「市民活動団体」とは、市民が自主的・自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を行う団体で、市内で活動し、政治活動又は宗教活動を主目的としないものをいい、自治会、まちづくり協議会、NPO、NPO法人、公益法人、社会福祉法人、ボランティア団体等が該当します。

- ①公益とは、不特定多数の者の利益をはじめとする、広く社会全般の利益を意味します。ただし、特定少数の者の利益が公益に繋がる場合もあります。例えば、特定難病の人を支える活動であっても、そのような活動が間接的に社会の利益になる場合です。本条の公益は、このような概念も包含するものです。
- ②非営利とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員に分配しないという「非分配」を意味します。つまり、利益を上げてはいけないという意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配しないで、団体の活動目的を達成するための費用に充てること」という意味です。
- ③市民活動団体から、宗教活動や政治活動を主な目的とした団体を除外しています。特定の宗教を広める活動や特定の政治主義を広める活動を、本条例で協働の対象とすることはふさわしくはないという趣旨からです。
- 「市」とは、市長その他の市の執行機関を言います。市というと「東近江市」の市の名称のことを指したり、色々な意味がありますが、この条例においては、市の代表者としての市長をはじめとする地方自治法第180条の5第1項及び第3項に規定されている執行機関のことを指します。市の執行機関には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会があります。なお、「議会」については、この条例に含めなかった理由として、議会は市の基本事項を決定（議決）する団体意思の決定機能と、執行機関を監視・評価する機能の機関であること、及びこの条例の対象となる協働にかかわる施策の実施機関ではないからです。そのため、この条例の実施機関には含めていません。
- この条例において「まちづくり」とは、市民のみなさんが安心安全で快適に暮らせるための防犯・防災活動をはじめとして、地域を活性化する活動、共に学びあう教育活動、文化や歴史を大切にする文化活動、交流する活動、環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など「住み良い豊かな地域社会」をつくるための取組み及び活動をいいます。

#### 【用語の補足説明】

NPO……Non（非）・Profit（利益）・Organization（組織）の略で、社会や地域のために自主的に活動している各種団体、ボランティア団体、NPO法人などの民間の非営利活動団体のことをいいます。NPO法人（特定非営利活動法人）とは、NPOのうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したものをいいます。



## (まちづくりの基本理念)

第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進めるものとする。
- (3) 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

### 【解 説】

○ 第3条は、東近江市における協働によるまちづくりを推進するために、市民と市が共有しなければならない基本的な考え方を、「まちづくりの基本理念」として定め、次の主要な3つの項目に分けて整理しました。

- ①まちづくりは市民だけでも市だけでも進めることはできません。まずは、「一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し」自らの判断と責任のもとで実行することが大切になります。また、「東近江市のことが好き」「もっと良くしたい」「このまちに住み続けたい」という地域を愛する想いを大切にして、「地域に関心を持つ」ことがまちづくりを進める上で大切になります。
- ②さらに、一人では解決できないこと（非効率なこと・広範囲に及ぶようなこと等）は、人のつながりや地域のつながりの中で、自ら主体となり汗をかき、多様な主体と助け合いながら、まちづくりを進めることが大事になります。
- ③東近江市には前文にも記述したように、豊かな自然、積み重ねられた歴史や文化・伝統が多く存在します。市民と市は、そうした風土をまちづくりに生かし、次代にも継承していく必要があります。そして、地域が有する自然・歴史・文化や人材なども含めたあらゆる地域資源を最大限に活用し、個性豊かなまちづくりを進めていくことが大切になります。

## (協働の原則)

第4条 市民と市は、安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けて、協働によるまちづくりを進めるものとする。

2 市民と市は、次の原則に基づき、協働を進めるものとする。

- (1) まちづくりの主体として自立及び自律していること。
- (2) 市は、市民活動の自主性を尊重すること。
- (3) 協働に当たっては、対等の立場であること。
- (4) 対話し、理解し合い、補い合うこと。
- (5) 協働の目的、過程、成果を共有すること。
- (6) 相互に情報を公開し、共有すること。

### 【解説】

○ 第4条は、「まちづくりの基本理念」で定めたまちづくりを進めていくための大事なルールとして、次の6つの協働の原則を定めました。

①まちづくりの主体として自立及び自律していること

依存や癒着関係に陥ることなく、まちづくりの主体として自立してそれぞれの力を十分に発揮し合うとともに、主体性や独自性、専門性を高め合い、お互いに決まりごとを守って自律的に行動することが重要です。

②市は、市民活動の自主性を尊重すること

公共的課題に対して、弾力的・機動的に対応できるなど、市民活動の持つ長所を生かすことが大切です。そのため、市は市民活動の自主性を尊重することが重要です。

③協働に当たっては、対等の立場であること

協働で課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要となります。上下ではなく横の関係で、それぞれの役割があることをお互いに認識し、各々の意思に基づき協働することが第一歩となります。

④対話し、理解し合い、補い合うこと

市民と市ではそれぞれ立場、行動原理や特性が異なることをお互いに理解し合う必要があります。そのためには、十分に対話して信頼関係を築くとともに、お互いの欠点を補い合って、協働を進めることが大切です。

⑤協働の目的、過程、成果を共有すること

どのような公共的課題を解決するために協働するのかという「目的」、実施する「過程」、そして、事業実施後の「成果」を双方が共有して、協働で事業を行うことが大切です。

⑥相互に情報を公開し、共有すること

協働で事業を行うときには、常にお互いの情報を公開し、共有すると共に、その取り組み内容の透明性を高めることが大切です。

## (市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが人間として尊重され、等しく市政やまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知り、意見を述べる権利を有する。

### 【解説】

- 第5条は、市政やまちづくりにおける市民の権利について定めています。
- 第1項は、市民が誰でも性別、年齢、障がいの有無、国籍等にかかわらず、等しく市政や地域のまちづくりに参画する権利を保障しています。
- 第2項は、市民が市政に関する情報を知り、意見を述べる権利を保障しています。

## (市民の役割)

第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

2 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚するとともに、その特性等を十分に発揮し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

4 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 第6条は、市政やまちづくりにおける市民の役割について定めています。
- 第1項は、まちづくりの主体は市民であることを明示し、一人ひとりが当事者として積極的にまちづくりに参画していくことについて規定しています。
- 第2項は、第5条の権利の裏返しとして、参画及び協働にあたっては、その発言や行動がもたらす影響を考慮し、まちづくりの主体として責任を持って行動することを規定しています。
- 第3項は、市民活動団体の役割を規定しています。市民活動団体は、自らの活動の社会的意義を自覚し、自らの持つ専門性・柔軟性・先駆性等の特性、行動原理及び立場を生かし、公共サービスの担い手として、他の主体と連携して、協働を推進する役割をもつことを定めています。
- 第4項は、事業者の役割を規定しています。事業者は、本来の営利事業に留まらず、地域社会の一員としての地域社会との調和を図りながら、様々な地域の活動や市民活動と連携して、協働によるまちづくりを推進する役割をもつことを定めています。

## (市の責務)

- 第7条 市は、市民との協働を進めるため、市の抱える課題、保有する情報等を公開し、説明する責任を有するとともに、市民との対話の場を設けるよう努めるものとする。
- 2 市は、公益的な市民活動を尊重し、促進するために必要な支援に努めるものとする。
  - 3 市は、多様な社会的課題を解決するため、市民活動団体、事業者等の多様な主体と効果的な協働に努めるものとする。
  - 4 市は、職員の市民活動及び協働に関する理解及び認識を深め、地域課題に総合的に対応し、協働を推進することのできる職員を育成するよう努めるものとする。
  - 5 市は、各部局で積極的に協働を推進するとともに、横断的な取組みを進めるよう努めるものとする。

### 【解 説】

- 第7条は、協働によるまちづくりを推進していくために、市の責務を定めています。
- 第1項は、市民との協働によるまちづくりを実現していくため、市の抱える課題や保有する情報等を公開し、説明する責任を有し、市民との対話の場を設けることを明示し、市にはその役割と責務があることを規定しています。
- 第2項は、市には市民活動を尊重し、促進する責務があることを定めています。必要な支援とは、人材育成等（第10条）、情報の共有（第11条）、協働によるまちづくりの推進に必要な資金（第12条）、提案制度（第13条）、活動場所（第14条）、中間支援活動（第15条）に関する支援等が考えられます。
- 第3項は、市は多様な主体と効果的な協働に努めることについて定めています。地域の自治活動、ボランティア活動、NPO活動、社会貢献活動等は、これからのまちづくりの原動力として、ますます重要性が増してきています。単独では解決できない社会的課題を解決するために市は、NPO、NPO法人、ボランティア団体、自治会、まちづくり協議会等の市民活動団体及び事業者との協働を効果的に進めていく必要があります。
- 第4項は、市民活動や協働に関する市の職員の理解や認識を深めることについて定めています。理解や認識を深めるために、積極的な研修及び啓発を行うことや職員が市民活動団体等の活動に参加しやすい環境整備を行う必要があります。そして、地域課題を総合的に対応できる専門性・柔軟性・コミュニケーション能力等を持ち、協働を推進することのできる職員を市は育成することを定めています。
- 第5項は、市役所内の協働体制について定めています。職員の意識改革を図るとともに、各所属に協働意識を広げ、部局横断的な公共的課題の解決に対応できる取組みを推進することを定めています。

## 第2章 参画と協働のまちづくりの推進

### (参画の推進)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を行おうとする場合は、市民に等しく参画できる機会を保障するよう努めるものとする。

- (1) 市の基本的な施策を定める方針及び計画の策定又は変更
- (2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例の制定又は改廃（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更

2 市は、情報を公開及び提供したうえで、次の各号に掲げるもののうち、適切かつ効果的な参画の手段を講じ、多様な意見を市政に反映するよう努めるものとする。

- (1) アンケート調査
- (2) ワークショップ
- (3) 審議会等
- (4) パブリックコメント
- (5) 公聴会
- (6) 説明会
- (7) その他市長が必要と認める手段

#### 【解説】

- 第2章は、参画と協働のまちづくりの推進に必要な方策等について定めています。
- 第8条は、参画のまちづくりの推進について定めています。
- 協働によるまちづくりを行うためには、市民が市政に参画することが求められます。第1項では、市政の基本的な施策を定める方針や計画の策定又は変更、市民の権利義務等に重大な影響を及ぼすような条例の制定又は変更を行う場合において、市民に等しく参画の機会を保障することを定めています。ただし、次に掲げるものはこの規定を適用しないこととします。
  - ① 地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの
  - ② 迅速又は緊急を要するもの
  - ③ 軽微なもの
  - ④ 市長の裁量の余地がないと認められるもの
  - ⑤ 法令等に意見聴取等の手続きが定められているもの
  - ⑥ 地方自治法第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議するもの

○ 第2項は、参画を促すために積極的に情報の公開や提供を行い、次に掲げる参画の手段を講じることで、多様な意見を市政に反映することを定めています。

①アンケート調査

複数の人に対し、同じ質問をすることで、比較できる意見を集める調査を行うことをいいます。

②ワークショップ

参加者が自発的に作業又は発言を行える環境を整え、参加者同士の自由な議論により、意見集約又は合意形成を図るための会合をいいます。

③審議会等

地方自治法第138条の4第3項及び地方公営企業法第14条の規定に基づき設置する「附属機関」と、行政運営上の必要により意見交換の場として設置する「私的諮問機関」をいいます。

④パブリックコメント

市の機関が対象事項を実施するにあたって、あらかじめ案を広く公表し、市民から意見の提出を受け、提出された意見を考慮して対象事項を定めることをいいます。行政手続法においては、「意見公募手続」と表記されており、「パブリックコメント」は通称ですが、国民に浸透している「パブリックコメント」と表記しています。

⑤公聴会

特定の対象事項に対して、利害関係人や一般の意見を聴取するための会合をいいます。

⑥説明会

市の機関が対象事項の案及びそれに関する方針について説明し、理解を求め、それに対する市民と市の機関の意見交換及び質疑応答を通して市民の意見を得るための集会をいいます。

## (審議会等)

第9条 市は、審議会等の委員を選任するときは、中立性を保持するとともに、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。

3 市は、審議会等を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表するよう努めるものとする。

4 市は、審議会等の会議及び会議録を公開するよう努めるものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

### 【解説】

- 第9条は、市の基本的な方針や施策を定める際に多くの部局で開催されている審議会等のあり方について、基本的な事項を定めています。
- 第1項は、審議会等において、様々な立場の市民が委員に加わり、多様な意見が反映されることが大変重要であるため、委員の選任の際は男女比率、年齢構成、地域性、委員の在期数等ができるだけ重複しないように配慮するなど、幅広い分野からの人材を登用することについて定めています。
- 第2項は、委員の固定化をさげ、新しい発想を採り入れるため、審議会等の委員を選任する場合は、全部又は一部を公募により選考することについて定めています。
- 第3項は、開催する場合には、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法などについて、あらかじめ、東近江市公告式条例（平成17年条例第3号）に定める掲示場への掲示、ホームページなど様々な媒体を活用し、広く市民等に参加を呼びかけることについて定めています。
- 第4項は、「市民が知らないうちに重要なことが決まっていた」ということのないように、各種の審議会等は、公開するよう努めるものとしています。審議会等において、「どのような議論がなされたのか」、という検討状況を明らかにすることは、情報共有につながり、市民等がまちづくりについて考えるきっかけをつくる上で大きな意義があります。このため、非公開とすることが法令などにより定められている場合や審議事項が個人情報などに関する事項で審議会等で非公開と決定した場合を除き、会議及び会議録について、公開するよう努めるものとしています。

(人材育成等)

第10条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成、発掘及び活用に努めるものとする。

2 市民と市は、広い視野で次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するよう努めるものとする。

【解 説】

- 第10条は、まちづくりを担う人材の育成などについて定めています。
- 市民活動団体の多くや市が直面している課題として「人材」の不足があります。「役員になる人がいない。」、「コーディネーター的人材が不足している。」、「マネジメント（経営能力のある人材）が不足している。」などといった声が多く聞かれます。今後、様々な地域の活動や市民活動が活性化するためには、「人材の育成」が重要となります。
- 第1項は、市民と市が共に学び合い、共に育ち、積極的かつ継続的にまちづくりに取り組む人材の育成・発掘・活用に努めることを定めています。
- 第2項は、次代のまちづくりの担い手を育てる観点から、子ども・若者等の人材育成について定めています。協働によるまちづくりを実現するには、子どもの頃から、人や地域のつながりを大切にしながら、広く公共利益のために活動することを教え、体験する必要があります。また、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめることのできる人材の育成も求められます。なお、「子ども」は中学生までを、「若者」はそれ以上から30歳未満までをとらえています。子どもや若者のほか、おおむね30歳代から50歳代までのいわゆる中堅世代も、これからのまちづくりを担う人材としてこの条例の対象に考えています。



(情報の共有)

第11条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し、共有するよう努めるものとする。

【解説】

- 第11条は、市民と市の情報の共有について定めています。
- 広報紙、ホームページ、放送、チラシ、ポスター等の様々な方法を活用して、市民と市の双方が情報提供し、共有することを定めています。まちづくりを進めていくうえで、協働のパートナー（共に取り組む相手、仲間）同士が持っている情報を共有することは、非常に重要です。また、市からの情報の中には個人情報等が含まれるものもあります。そのため、「東近江市情報公開条例」や「東近江市個人情報保護条例」に基づき、個人情報等の収集、提供や共有にあたっては、市民の権利や利益を侵害しないように十分に配慮されなければなりません。

## (資金)

第12条 市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び適正な配分に努めるものとする。

### 【解説】

- 第12条は、協働によるまちづくりの推進のための「資金」について、市民と市が、相互に調達や配分に努めると定めています。
- 市から財政的支援を行う場合、その原資は「税金」であることから、あくまで公共的課題の解決に資する活動であることが前提であり、個別の条例、規則、要綱や要領を制定して、その目的を明らかにするとともに、交付団体等の募集や選考において透明性を高めたうえで、予算の範囲内で財政的支援を行うこととなります。
- また、市からの財政的支援だけでなく、市民からの寄附を募る事業指定寄附制度や共同出資型の民間ファンドの創設、市民と市が配分を協議し決定する1%条例※など、市民主体の資金調達の仕組みも生まれつつあります。

※1%条例とは、地方自治体の市民が納税した税金のうち、1%をその地域で活動する市民のためのボランティア団体やNPOの活動資金として振り向け、それらの活動を資金面から支援する仕組みのこと

(提案制度)

第13条 市民と市は、相互に協働事業を提案できる制度を設けるものとし、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施するものとする。

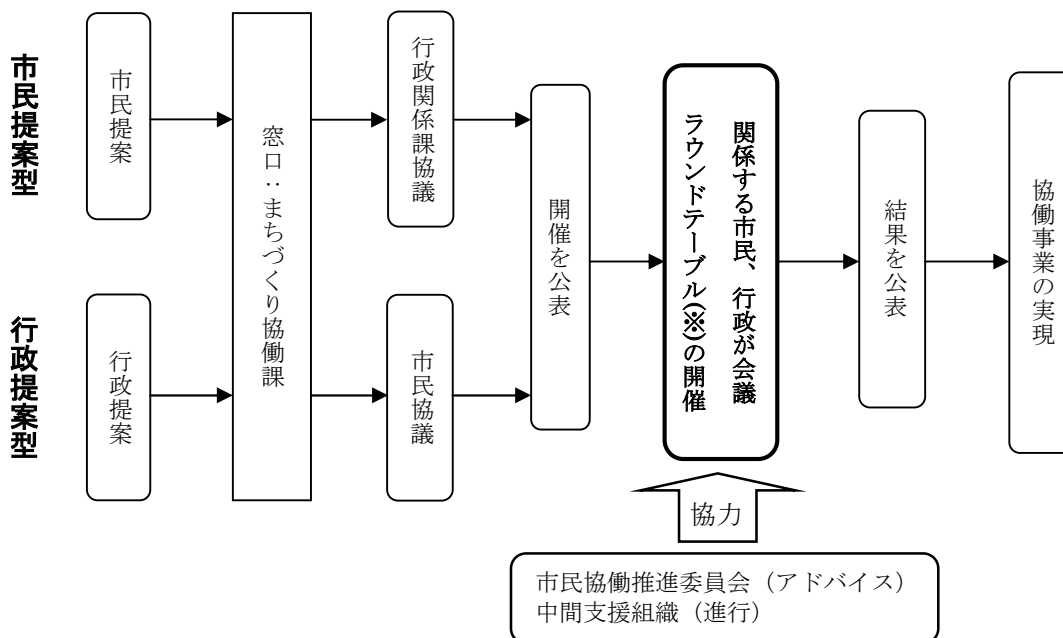
【解説】

○ 第13条は、市民と市の双方から協働によるまちづくりに関する提案を受け、それをまちづくりに反映させる新しい仕組みづくりを行っていくことを定めたものです。新たな仕組みとして、これからのまちづくりにおいて重要となる協働事業の募集・提案制度を創設し、市民が参画する機会の充実を図り、市民や市が連携・協力し、まちづくりを推進していくことを考えています。

(提案制度の仕組み)

市民と市の双方からの提案に対し、関係する市民及び行政関係課で協働ラウンドテーブルを開催し、地域の課題を把握し、協働での課題解決に向けて、検討を行います。

協働ラウンドテーブル



※ラウンドテーブルとは

出席者の序列や上下関係を問わず、フラットな 立場での意見交換を目的にした会議です。東近江市の「協働ラウンドテーブル」では、その結果を予算・施策等に反映し、協働事業の実現につなげます。

## (活動場所)

第14条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

2 市民と市は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進するため、市民活動の拠点となる施設を整備し、機能を充実するよう努めるものとする。

### 【解説】

- 第14条は、協働によるまちづくりを推進するための活動場所について定めています。
- 第1項では、市民活動の活動場所について、市民又は市の保有する場所などについて相互に活用し合うことを定めています。市民からの活動場所の提供の例として、個人の所有されている畑や田などを団体や市が主催する「農業体験」などに活用すること、自治会が所有している自治会館を団体や市が借りて研修会等に活用することや、事業者の施設を借りて講演会等に活用することなどが考えられます。また、市からの活動場所の提供としては、各地区コミュニティセンター、保健センター、図書館、体育施設、学校の体育館・グラウンド、文化施設、福祉施設などの公共施設の活用が考えられます。
- 第2項では、市民と市は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進するために、その活動拠点となる施設の整備及び機能の充実を図ることについて定めています。各地区コミュニティセンターや公共施設などの活動拠点におけるハード面での施設の整備や、情報収集・発信やコーディネートなどの機能の充実について、市民と市の双方で進めていこうというものです。

## (中間支援活動)

第15条 中間支援活動とは、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する活動をいう。

2 市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援活動の体制強化に努めるものとする。

### 【解説】

- 第15条は、協働によるまちづくりを円滑に進めるための中間支援活動について定めています。
- 第1項では、中間支援活動について定義しています。中間支援活動は、市民活動の支援を行うと共に、市民と市民、市民と行政、行政と企業等の間に立って、中立的な立場でその調整とコーディネートを行う活動のことです。まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する上で、重要な活動となります。
- 第2項では、中間支援活動の体制強化に向けて、市が取り組むことを定めています。協働によるまちづくりを推進するためには、協働のコーディネートや人材育成など、特定の分野にすぐれた機能\*をもった中間支援活動を行う団体が存在していることが望ましい状況であり、協働のまちづくりを推進するうえで大きな原動力ともなります。

### ※中間支援活動を行う団体に求められる機能

- (1) 団体等を運営できる人材の育成、「協働」の意識醸成・促進
- (2) 団体等の活動を支える仕組みづくり（情報発信・資金調達等の仕組みづくり）
- (3) 多分野連携のコーディネート機能、交流の場の提供
- (4) 団体等と行政のつなぎ役・調整役

### 【具体事例について】

中間支援活動の例として、福祉分野に特化した社会福祉協議会や、商工業の発展に特化した商工会議所、商工会などが挙げられます。また、県内には分野を超えた市民活動を支援する市民活動センターなどが多数存在します。

東近江市では、平成24年4月に市域を活動エリアとする中間支援組織「まちづくりネット東近江」が初めて設立されました。現在では、特定非営利活動法人（NPO法人）の認証を受け、市の市民活動支援業務を担うとともに、パブリックアクセス推進協議会の事務局、地域情報ポータルサイト「東おうMe!!」の管理運営等を行っています。

### 第3章 地域自治の推進

#### (地域自治の推進)

第16条 地域自治とは、協働によるまちづくりを推進するため共同体意識を持てる一定の区域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくらうとする自主的かつ自律的な活動をいう。

2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じるものとする。

#### 【解説】

- 第3章は、地域自治の推進に必要な事項について定めています。東近江市では、協働のパートナーとして、特に地域自治組織の役割が大きいことから、本条例で位置付等を定めています。
- 地域の住民が身近な生活の場の課題や地域の資源を最も把握しており、当事者として自ら課題を解決し、資源を利用したまちづくりを進めることが地域にとって有効であり大切です。都市内分権を進め、地域住民と行政の協働による自立的で持続的なまちづくりを推進する必要があります。
- 第16条は、地域自治の推進について包括的に定めています。
- 第1項では、地域自治とは、同じ地域で生活をしている仲間どうしといった共同体意識を持てる、あまり広すぎない一定の範囲（集落、旧町単位等）において、市民が地域課題（高齢者福祉、地域の安全・防災、自然環境の保全、地域の美化、伝統文化の継承等）を解決するために取り組んだり、地域のビジョンを実現しようとする自主的、自律的な活動（地域活動、まちづくり活動）であると定義しています。
- 「地域自治」とよく似た言葉で「住民自治」がありますが、敢えて「地域自治」としているのは、地域課題を解決したり、よりよいまちをつかっていくのは住民だけでなく、市民活動団体や事業者等も含む地域の市民であるからです。ただし、第17条における自治会の定義において「住民」という言葉を使っているのは、自治会は身近な住民生活に必要な諸活動に取り組む活動を行う基礎的な地域自治組織であるからです。
- 地域自治の活動は、地域社会を支えていくだけではなく、協働によるまちづくりを担う活動として、市にとっても大きな意味を持ちます。第2項では、こうした地域自治の重要性を市は認識し、公共を担う活動として尊重することはもとより、地域自治の活動に対して必要な措置を講じることとしています。

## (自治会)

第17条 自治会とは、地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、住民が自主的に設置する基礎的な地域自治組織をいう。

2 市は、自治会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うことができる。

3 市民は、自治会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 自治会は、住民の合意により民主的に運営されなければならない。

5 自治会は、東近江市コミュニティセンター条例(平成17年東近江市条例第107号)に規定する区域(以下「地区」という。)における共通の課題について協議するため、地区自治会連合会を組織するものとする。

### 【解説】

- 第17条は、自治会について定めています。
- 第1項では、自治会について定義しています。自治会は、一定の区域に住所を有する者の「地縁」と、地域で助け合う「共助の精神」に基づき、住民により形成された最も基礎的な地域自治組織です。自治会は、住民にとって最も身近な存在であり、防災、防犯、子どもや高齢者の安全確保、地域の生活の維持・改善、冠婚葬祭、伝統文化の継承等への対応など、日常生活の中で発生する地域の様々な公共的課題を協力し合いながら解決する活動をしています。
- 第2項では、自治会の活動を尊重することはもとより、活動に対して技術的・財政的援助等の必要な支援を行うことができると定めています。「技術的支援」は組織運営や加入促進に関する指導・助言などの支援をいい、「財政的支援」は補助金などによる支援をいいます。
- 第3項では、市民に対して、自治会の活動に参加することが望ましいと定めています。近年、コミュニティへの帰属意識の希薄化やライフスタイルの変化等により、自治会加入率が低下していますが、少子高齢化が進行する中、今後益々、地域社会の絆が大切になります。住民は地域社会の一員として自主的に自治会に参加し、相互の扶助と交流を深めながら地域課題の解決に取り組むよう努めることが期待されています。また、市民活動団体及び事業者も地域社会の一員として地域の活動に参加することが期待されています。
- 第4項では、自治会運営について定めています。住民による自治組織においては、共益を実現するため、会員誰もが意見を言え、意思決定に参加できるという民主的なことが不可欠です。ただ、自治会は、任意の住民団体ですので、組織形態についての制約はありませんが、現実的に住民の大多数が加入している地域の総合的な自治組織であることから、一定の公共的性格を備えています。そのため、民主的に運営をすることが社会的に求められていると言えます。
- 第5項では、東近江市コミュニティセンター条例に定める区域(14地区)における共通の課題について協議し、解決するため、地区自治会連合会を組織するものと定めています。

## (まちづくり協議会)

- 第18条 まちづくり協議会とは、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織をいう。
- 2 市は、次の各号の要件を満たすまちづくり協議会を、一地区について一団体を認定するものとする。
- (1) 地区自治会連合会等の多様な主体が参画し、地区のまちづくりに包括的に取り組んでいること。
  - (2) 地区のすべての市民を対象としていること。
  - (3) 民主的な運営を行うため、規約を定めていること。
  - (4) 地区のまちづくりの基本方針等を定めた「地区まちづくり計画」を策定していること。
  - (5) 運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。
  - (6) 運営の透明性が確保されていること。
- 3 市は、まちづくり協議会の認定後、前項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。
- 4 市は、まちづくり協議会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うものとする。
- 5 市民は、まちづくり協議会の活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものとする。
- 6 まちづくり協議会は、地区の課題を解決するため、市及びその他の組織と協働してまちづくりを推進するものとする。
- 7 まちづくり協議会は、各地区コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、市と協働して運営するものとする。

### 【解 説】

- 第18条は、まちづくり協議会について定めています。
- 安全、安心な豊かで住み良い地域をつくっていくためには、自治会だけでは解決できない課題に対して、広域的に活動し、地域の特性や個性を生かした地域づくりを進める必要があります。また、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにどのようなまちをつくっていききたいかという地域が目指す将来像を市民が自ら描き、その実現に向けた計画を策定して、その実現に主体的に取り組むためにも、地域を包括した地域自治組織を中心にまちづくりを進めていく必要があります。この地域自治組織を「まちづくり協議会」と呼びます。
- 第1項では、「まちづくり協議会」について定義しています。まちづくり協議会は、東近江市コミュニティセンター条例に定める区域（14地区）において、多様な主体が参加・運営し、



自主的に設置する地域自治組織であり、自治会では対応できない地区の課題解決とより広がりのある範囲で行う個性を生かしたまちづくりに取り組むものとしています。

- まちづくり協議会に権限の付与や財政支援をするため、第2項では、一定の要件も設け、地区における公共的団体として市が認定するものとしています。ただし、地区の事情により、柔軟な設置が可能となるよう要件の内容については必要最小限のものとしています。要件を満たすまちづくり協議会を、一つの地区に一団体認定するものと定めているのは、第1号の要件にあるように、包括的に地区で取り組んでいる団体が複数存在することは有り得ないからです。

第1号では、各地区の市民、自治会連合会、自治会、NPO、ボランティア団体、事業者などが参加し、地区内の多様な課題に対応する包括的なまちづくりを行うこととしています。多くの主体が参加することが、一層、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりにつながります。

第2号では、地区内のすべての市民がまちづくり協議会の活動に参加できることや、事業の受益対象であることを意味しています。まちづく協議会の取組みが地区のすべての市民を意識したものでなければなりません。

第3号では、まちづくり協議会の組織構成や運営方法は、それぞれの自主的な判断に委ねられていますが、一部の人の独断により運営が行われないよう民主的に行うことを義務とし、それを定めるために規約を定めることとしています。

第4号では、まちづくり協議会は、自らが取り組む活動方針や内容等を定めた地区まちづくり計画を策定することとしています。地区まちづくり計画には、地区の課題、地域が目指す将来像（地域ビジョン）、実現に向けた方策などが定められる必要があります。

第5号では、地区における公共的団体として民主的に運営されるために、運営に当たる役員や代表者については、民主的に選出することとしています。必ずしも選挙をする必要があるということではなく、合意形成できる手段で選出される必要があります。

第6号では、会計や意思決定が、そのプロセスを含めて公開されており、構成員の誰もがそれを知ることができるといった「透明性」が確保されていることとしています。

その他、まちづくり協議会の認定要件に関する具体的な内容については、別に定めます。

- 第3項では、まちづくり協議会は市の認定後も、前項に定める要件により運営されていなければならない、不適切な場合には、市は改善を求めます。権限の付与や財政支援を行うので市の一定の指導・監督の下にあることを示しています。
- 第4項では、市は地域の担い手としてまちづくり協議会の活動を尊重するとともに、技術的・財政的援助等の必要な支援を行うことを定めています。「技術的支援」は組織運営、活動に関する指導・助言などの支援のことをいい、「財政的支援」は補助金や交付金などによる支援のことをいいます。

- 第5項では、市民はまちづくり協議会の果たす役割を認識し、地域社会の一員として、その活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものと定めています。市民は愛着のある地域のために、地域づくりの当事者として自主的にまちづくり協議会に参加し、相互の交流を深めながら地域課題の解決に向けて協働で取り組むよう努めることが期待されます。
- 第6項では、まちづくり協議会は、地区の課題解決のため、市やその他の組織と協働しながら各地区のまちづくりを推進することと定めています。
- 第7項では、コミュニティセンターには、事務局機能、情報発信、市民交流や学習の場、各種活動団体の拠点などといった役割があり、地域を包括する地域自治組織が運営に関わることが望ましいため、まちづくり協議会と市が協働して運営されるべきであり、指定管理もその手法の一つです。

## 第4章 推進体制等

### (市民協働推進計画の策定)

第19条 市は、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、東近江市市民協働推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。  
2 市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

#### 【解説】

- 第4章は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、推進体制等について定めています。
- 第19条では、この条例の実効性を担保するため、協働によるまちづくりを推進する基本的な方針や具体的な推進方策を定めた「市民協働推進計画」の策定を市に義務付けしています。
- 推進計画の策定は市民と市が協働で作成しますが、最終的には条例に基づく計画として市が決定します。

### (市民協働推進委員会)

第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。  
2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。  
3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

#### 【解説】

- 第20条では、協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、社会情勢に対応させるため、地方自治法第138条の4第3項に基づき、本市の附属機関として設置することを定めています。委員会では、東近江市市民協働推進計画に関する事、その他協働事業の実施状況などの協働によるまちづくりに関する重要事項について調査審議するものとしています。この委員会は、協働によるまちづくりの推進に必要な事項について、委員会から主体的に市長に対して意見を述べるものとしています。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

**【解説】**

- 第21条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則や要綱に定めることとしています。
- 第8条第2項第4号「パブリックコメント」に関する必要な事項は、「東近江市パブリックコメント制度実施要綱」において定められており、第9条「審議会等」に関する必要な事項については、個別条例や附属機関条例にて定められています。

**附 則**

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## II 資 料

### 1 東近江市協働のまちづくり条例

#### 目次

##### 前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 参画と協働のまちづくりの推進（第8条—第15条）

第3章 地域自治の推進（第16条—第18条）

第4章 推進体制等（第19条—第21条）

##### 附則

わたしたちのまち東近江市は、鈴鹿の山々から琵琶湖までの広大な地に、豊かな自然環境、のどかな田園風景、人々が行き交う町並みを背景にして、数々の歴史と伝統を築くとともに、近年は先端産業が立地するなど、多彩な地域文化が培われてきました。

特に、農村集落では、お互いに助け合いながら日々の生活を営み、普請や農事を共同で行うなど、自らの地域は自ら守り築くという、中世惣村の自治精神が育まれてきました。また、全国に近江商人を数多く輩出したこの地域では、人や地域のつながりを大切にしながら、広く公共利益のために貢献する文化も根付いてきました。

近年、社会情勢が大きく変化する中で、地域課題が一層多様化、複雑化し、公共的な課題を行政だけで解決することが困難になってきています。また、地方分権の進展に伴い、地方自治体では、自らの判断と責任で地域の個性を生かしたまちづくりを進めるため、住民自治の充実が求められています。このような中、わたしたちは、東近江市に息づいた自治と公共の精神を受け継いで、これからのまちづくりに取り組むことが大切です。

そのためには、市民が一人ひとりの持てる力を発揮しながらまちづくりに参画するとともに、「お互いさま」の心を持って連携し、協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

すべての市民が東近江市に誇りを持ち、将来にわたって安心して幸せに暮らすことができる協働のまちづくりを推進するため、ここにこの条例を定めます。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、まちづくりにおける市民と市の役割を明らかにするとともに、共に考え、協力し合って、豊かな暮らしの実現及び活力のある地域社会の創造を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学している個人並びに市内で活動している市民活動団体及び事業者をいう。
- (2) 市民活動団体 市民が自主的及び自発的に行う公益の増進につながる非営利の活動を市内において行う団体であって、政治活動又は宗教活動を主たる目的としないものをいう。
- (3) 事業者 市内で営利を目的とする事業を行う個人、法人等をいう。
- (4) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (5) 参画 市民が市に対して計画、実施、評価及び見直しの各段階で意見を述べ、提案することにより、市政を推進することをいう。
- (6) 協働 市民と市又は市民と市民が、社会的な課題を解決するため、目標を共有し、互いの特性を生かして役割分担と責任を明確にしたうえで、連携及び協力して活動することをいう。
- (7) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組み及び活動をいう。  
(まちづくりの基本理念)

第3条 市民と市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。

- (1) 一人ひとりがまちづくりの主体であることを自覚し、地域に関心を持ち、積極的にまちづくりを進めるものとする。
- (2) 人や地域のつながりを大切にし、互いに助け合いながら、まちづくりを進めるものとする。
- (3) 本市の自然、歴史及び文化を大切にし、次代に継承するとともに、地域の資源を活用して、個性豊かなまちづくりを進めるものとする。

(協働の原則)

第4条 市民と市は、安心して幸せに暮らせるまちの実現に向けて、協働によるまちづくりを進めるものとする。

2 市民と市は、次の原則に基づき、協働を進めるものとする。

- (1) まちづくりの主体として自立及び自律していること。
- (2) 市は、市民活動の自主性を尊重すること。
- (3) 協働に当たっては、対等の立場であること。
- (4) 対話し、理解し合い、補い合うこと。
- (5) 協働の目的、過程、成果を共有すること。
- (6) 相互に情報を公開し、共有すること。

(市民の権利)

第5条 市民は、一人ひとりが人間として尊重され、等しく市政やまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市政に関する情報を知り、意見を述べる権利を有する。

(市民の役割)

第6条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、自

らができることを考え、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとする。

- 2 市民は、参画及び協働に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。
- 3 市民活動団体は、自らの活動が果たす社会的意義を自覚するとともに、その特性等を十分に発揮し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。
- 4 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

(市の責務)

第7条 市は、市民との協働を進めるため、市の抱える課題、保有する情報等を公開し、説明する責任を有するとともに、市民との対話の場を設けるよう努めるものとする。

- 2 市は、公益的な市民活動を尊重し、促進するために必要な支援に努めるものとする。
- 3 市は、多様な社会的課題を解決するため、市民活動団体、事業者等の多様な主体と効果的な協働に努めるものとする。
- 4 市は、職員の市民活動及び協働に関する理解及び認識を深め、地域課題に総合的に対応し、協働を推進することのできる職員を育成するよう努めるものとする。
- 5 市は、各部署で積極的に協働を推進するとともに、横断的な取組みを進めるよう努めるものとする。

## 第2章 参画と協働のまちづくりの推進

(参画の推進)

第8条 市は、次の各号に掲げる事項を行おうとする場合は、市民に等しく参画できる機会を保障するよう努めるものとする。

- (1) 市の基本的な施策を定める方針及び計画の策定又は変更
  - (2) 市民の権利義務、生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような条例の制定又は改廃  
(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、一定の範囲で市民の生活、事業活動等に重大な影響を及ぼすような施策に関する事項の策定又は変更
- 2 市は、情報を公開及び提供したうえで、次の各号に掲げるもののうち、適切かつ効果的な参画の手段を講じ、多様な意見を市政に反映するよう努めるものとする。
- (1) アンケート調査
  - (2) ワークショップ
  - (3) 審議会等
  - (4) パブリックコメント
  - (5) 公聴会
  - (6) 説明会
  - (7) その他市長が必要と認める手段

(審議会等)

第9条 市は、審議会等の委員を選任するときは、中立性を保持するとともに、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な

意見が反映されるよう努めるものとする。

- 2 市は、審議会等の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めるものとする。
- 3 市は、審議会等を開催しようとするときは、会議名、開催日時、会場、議題、傍聴の方法その他必要な事項を事前に公表するよう努めるものとする。
- 4 市は、審議会等の会議及び会議録を公開するよう努めるものとする。ただし、法令又は条例等により非公開とされているもののほか、審議事項が個人情報等に関する事項で審議会等で非公開と決定した場合は、この限りでない。

(人材育成等)

第10条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、共に学び合い、人材の育成、発掘及び活用に努めるものとする。

- 2 市民と市は、広い視野で次代のまちづくりを担う子ども、若者等の人材を育成するよう努めるものとする。

(情報の共有)

第11条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、様々な媒体を活用して、相互に情報を提供し、共有するよう努めるものとする。

(資金)

第12条 市民と市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び適正な配分に努めるものとする。

(提案制度)

第13条 市民と市は、相互に協働事業を提案できる制度を設けるものとし、協働事業として採択された事業については対等の立場で協議し、協力して実施するものとする。

(活動場所)

第14条 市民と市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

- 2 市民と市は、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進するため、市民活動の拠点となる施設を整備し、機能を充実するよう努めるものとする。

(中間支援活動)

第15条 中間支援活動とは、市民活動を支援し、まちづくりに関わる多様な主体の交流と協働を推進する活動をいう。

- 2 市は、協働によるまちづくりを円滑に進めるため、中間支援活動の体制強化に努めるものとする。

### 第3章 地域自治の推進

(地域自治の推進)

第16条 地域自治とは、協働によるまちづくりを推進するため共同体意識を持てる一定の区域において、市民が地域課題を解決し、よりよいまちをつくらうとする自主的かつ自律的な活動をいう。



2 市は、地域自治の重要性を認識し、尊重するとともに、その活動に対して必要な措置を講じるものとする。

(自治会)

第17条 自治会とは、地縁と共助の精神に基づき、身近な住民生活において必要な諸活動に取り組むため、住民が自主的に設置する基礎的な地域自治組織をいう。

2 市は、自治会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うことができる。

3 市民は、自治会の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

4 自治会は、住民の合意により民主的に運営されなければならない。

5 自治会は、東近江市コミュニティセンター条例（平成17年東近江市条例第107号）に規定する区域（以下「地区」という。）における共通の課題について協議するため、地区自治会連合会を組織するものとする。

(まちづくり協議会)

第18条 まちづくり協議会とは、地区の課題解決と個性を生かしたまちづくりに取り組むため、多様な主体が参加して自主的に設置する地域自治組織をいう。

2 市は、次の各号の要件を満たすまちづくり協議会を、一地区について一団体を認定するものとする。

(1) 地区自治会連合会等の多様な主体が参画し、地区のまちづくりに包括的に取り組んでいること。

(2) 地区のすべての市民を対象としていること。

(3) 民主的な運営を行うため、規約を定めていること。

(4) 地区のまちづくりの基本方針等を定めた「地区まちづくり計画」を策定していること。

(5) 運営に当たる役員や代表者は、民主的に選出されたものであること。

(6) 運営の透明性が確保されていること。

3 市は、まちづくり協議会の認定後、前項に規定する要件を満たしていないと認めた場合は、改善を求めなければならない。

4 市は、まちづくり協議会の活動を尊重し、技術的及び財政的援助等の必要な支援を行うものとする。

5 市民は、まちづくり協議会の活動に積極的に参加し、相互の交流を深めながら協働するものとする。

6 まちづくり協議会は、地区の課題を解決するため、市及びその他の組織と協働してまちづくりを推進するものとする。

7 まちづくり協議会は、各地区コミュニティセンターをまちづくりの拠点とし、市と協働して運営するものとする。

第4章 推進体制等

(市民協働推進計画の策定)

第19条 市は、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、東近江市市民

協働推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（市民協働推進委員会）

第20条 市は、協働によるまちづくりを推進するため、東近江市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、この条例、推進計画その他協働によるまちづくりに関する重要事項を調査審議し、市に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。



東近江市協働のまちづくり条例 解説

発行 東近江市役所 総務部 まちづくり協働課

〒527 - 8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

TEL 0748-24-5623

FAX 0748-24-5692

e-mail [machikyo@city.higashiomi.shiga.jp](mailto:machikyo@city.higashiomi.shiga.jp)